

木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定の締結について

（一社）全国木材組合連合会と農林水産省は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）に基づき、令和7年4月30日、木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定を締結した。

前回の協定は令和4年3月に締結したもので、この前協定に基づき、森林資源の循環利用並びにカーボンニュートラルの実現のため、各都道府県木連においても令和4年度から6年度までの3年間で26都道府県50件の協定を締結して、建築物の木材利用の促進に取り組んでいただいた。

この度、前協定の期間満了を迎えたが、木材産業として今後も広範囲に渡る取組の継続は必要であり、前協定を通じて実行された取組をより発展的なものにしていくこととした。このため、有効期間が令和7年4月30日から令和12年3月末までの5か年の新たな協定を締結し、新たな協定において、全木連は、「建築物における木材の利用の促進に関する構想」に基づく取組を促進し、その達成に寄与することとしている。また、「構想」において、全木連は、木材利用に関する普及活動、JAS等品質・性能の確かな木材製品や合法性の確認された木材など安全・安心な木材の供給及び利用の推進、木材産業における安定的な供給体制の構築に向けた取組を行うことにより、都市部をはじめとして建築物への木材利用を促進し、もって森林資源の循環利用の定着に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献することとしている。



調印式（前列左から平方全木協連会長、菅野全木連会長、青山林野庁長官）



木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定書

全国木材組合連合会 × 国（農林水産省）

『木材利用拡大に向けた建築物木材利用促進協定』



全国木材組合連合会は、

- ①木材の安定供給体制を構築するため、木材産業の安定経営化、効率的な加工・流通体制の確立等を進めるための制度の普及、労働安全対策等の情報提供・共有等に取り組む。
- ②都市部に加え地方における低層非住宅・中層建築物の木造化・木質化を推進するために必要となるJAS構造材等の木材製品の効率的な供給体制の構築や普及拡大に取り組む。
- ③木材利用の意義等に関する普及活動を推進するとともに、設計・施工事業者等に対する木材供給に関する情報発信を行う。

等を内容とする協定を、農林水産省と締結。

協定締結日：令和7年4月30日

（初回締結日：令和4年3月9日）

有効期間：協定締結日～令和12年3月末

対象区域：全国